**令和７年度　静岡県本庁舎飲料用自動販売機設置事業に係る一般競争契約入札心得**

**（趣旨）**

**第１条** この心得は、静岡県本庁舎飲料用自動販売機設置事業について、静岡県が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

**（入札参加資格の確認）**

**第２条**　一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認をしなければならない。

**（入札保証金）**

**第３条**　入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

**（入札保証金に代わる担保）**

**第４条**　前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国 債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 知事が確実と認める社債

**２** 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第１号及び第２号に掲げるものにあっては額面金額、同項第３号及び第４号に掲げるものにあっては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の８割に相当する額とする。

**（入札の基本的事項）**

**第５条** 入札参加者は、契約書等他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において契約書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

**（入札の辞退）**

**第６条** 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

**２** 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別紙様式例による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

**３** 入札辞退をした者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

**（公正な入札の確保）**

**第７条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

**２**　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定められなければならない。

**３**　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

**（入札）**

**第８条** 入札書は、様式第１号により作成し封印の上、表面に「番号、何々飲料水自動販売機設置事業入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

**２** 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

**３** 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

**４**  入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

**５**　郵便による入札はできない。

**（入札書の書換等の禁止）**

**第9条** 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

**（入札の中止等）**

**第10条** 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**２** 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**（開札）**

**第11条** 開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

**（入札の無効）**

**第12条** 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、２以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について２人以上の代理をした者の入札

**（落札者の決定）**

**第13条** 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格以上、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち最高の価格をもって入札をした落札者とする。

**２** 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

**（再度入札）**

**第14条** 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

**２** 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第12条第1項第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされ

た入札

**３**　入札は、２回までとする。

**（再度入札の入札保証金）**

**第15条** 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

**（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）**

**第16条** 落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

**２** 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

**（入札結果の通知）**

**第17条** 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる｡

**（契約の締結）**

**第18条** 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

**２** 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

**３** 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

**（契約の確定）**

**第19条** 契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

**（入札保証金の返還）**

**第20条** 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

**（契約保証金）**

**第21条** 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

**（契約保証金に代わる担保）**

**第22条** 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 知事が確実と認める社債

(5) 銀行その他知事が確実と認める金融機関の保証

**２** 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第１号及び第２号に掲げるものにあっては額面金額、同項第３号及び第４号に掲げるものにあっては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の８割に相当する額、同項第５号に掲げるものにあってはその保証する金額とする。

**（履行保証証券等の提出）**

**第23条** 落札者は、第22条第１項第１号若しくは第２号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第１項第５号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

**（入札保証金の契約保証金への充当）**

**第24条** 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

**（異議の申立）**

**第25条** 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別紙様式例　　（用紙 日本産業規格Ａ４縦型）

|  |
| --- |
| **入札辞退届**  令和　 年　　月 日  １ 入札番号 管資第 3004号  ２ 件　　　　名 　 令和７年度 静岡県本庁舎飲料用自動販売機設置事業  （本館１階、東館16階及び別館１階）  上記の入札を都合により辞退します。  （辞退理由）  静岡県知事　鈴木康友 様  住所  商号又は名称  氏名 |

（注） １ 入札執行前に辞退するときは、直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）して下さい。

２ 入札執行中に辞退するときは、封筒に入れないで、このまま入札箱に投入して下さい。